

環境

海洋環境・生物多様性保全

海洋環境・生物多様性保全

ガバナンス

- 方針
- 体制

戦略とリスク管理

- 日本郵船グループと生物多様性の関係性
- リスク管理

取り組み

- 船舶からの排水および廃棄物への対応
- 生物の越境防止
- 水中騒音による悪影響やクジラ類との衝突の防止
- 森林整備・保全活動
- 外部組織との協働

ガバナンス

方針

国際海運業を中心に事業を展開する企業として、当社グループは、海洋や生息する生物を保護する責任を認識し、「日本郵船グループ 環境ビジョン」において特に対処すべき環境課題の一つに「海洋環境・生物多様性保全」を掲げ、「日本郵船グループ環境方針」に沿った海洋環境・生物多様性保全活動を展開しています。

また当社は、2023年12月にはTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)フォーラム[※]に、2024年1月にはTNFDアリアダプト宣言に参画しました。当社グループの活動が及ぼす自然環境や生物多様性への影響について、2024年度を目標にTNFD提言に沿った情報開示を行うとともに、企業の成長と生物多様性保護を両立し、持続可能な企業成長を目指します。

※TNFD: Taskforce on Nature-related Financial Disclosures(自然関連財務情報開示タスクフォース)は、企業や団体が、自身の経済活動による自然環境や生物多様性への影響を評価、開示する枠組みづくりを目指す国際イニシアティブ。TNFDフォーラムは、TNFDでの議論をサポートし、枠組み構築の支援を行うために参画した企業、金融機関、研究機関などから構成されています

体制

海洋環境・生物多様性の保全を含む環境関連課題のガバナンス体制については「環境マネジメント」をご参照ください。

詳細は以下をご覧ください

P.029 環境マネジメント

戦略とリスク管理

日本郵船グループと生物多様性の関係性

当社グループは、船を調達する・運航する・処分するなどの全過程において生物多様性に影響を与えるリスクがあることを認識し、環境に優しい技術の採用や環境に配慮した解撤の実施などさまざまな対策を実施することで、海洋汚染防止と生物多様性保全に努めています。

リスク管理

当社グループは、主たる事業である海運業を通じて、事故や汚染物質の排出による海洋汚染を引き起こす可能性があること、また、海難事故による油濁や汚染物質の流出が、環境復元費用の負担のみならずステークホルダーからの信用を損なうことによる事業継続上のリスクとなり得ることを認識しています。

こうしたリスクに対応するため、当社グループは環境に関する法律・規制を厳格に遵守し、環境汚染防止に努めています。また、急性かつ緊急の重大事故が発生した際の対応体制を整えています。

詳細は以下をご覧ください

P.018 安全なくして成長なし

また、船舶の運航により発生する、汚染物質や廃棄物の管理、海洋生物の越境などの環境影響については、国際的なルールに則り対応を行っています。

取り組み

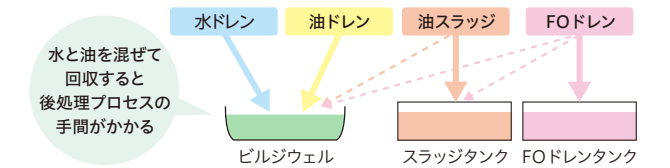
船舶からの排水および廃棄物への対応

●ビルジシステムの国際的なガイドライン制定への働きかけ

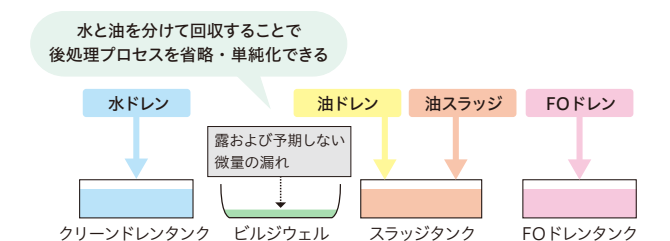
船舶の運航に伴い、機関室などの底には露、漏洩水、油などが混じった油水混合物(ビルジ)が溜まります。当社では、ビルジの発生量を大幅に削減できる独自の仕組みを1996年に考案し、当社支配船に採用してきました。

当社は海運業界の環境推進企業としてこのコンセプトを世界に広げるべく、日本政府案として国際海事機関(IMO)に提案し、2006年3月に国際的なガイドラインとして採択されました。

■従来型ビルジ処理



■NYK標準ビルジシステム: IBTS(Integrated Bilge Treatment System)



環境

海洋環境・生物多様性保全

海洋環境・生物多様性保全

●し尿汚水による海洋汚染の防止

国際航海に従事する船舶は、海洋汚染防止条約 (MARPOL 条約) 附属書 IV において、条約で定められた汚水処理装置の搭載が求められるとともに、未処理の汚水を排水することが禁止された海域が規定されています。しかし、船舶に搭載されている汚水処理装置が条約で定められた性能を発揮しておらず、海洋環境への悪影響を及ぼしている可能性があることがIMOに報告されたことから、現在、条約およびガイドラインの改正の議論が進んでいます。

当社は(一財)日本船舶技術研究協会のワーキンググループのメンバーとなっており、当社の運航船において、汚水処理装置からの排水のデータ収集に協力し、さらにワーキンググループの会合で意見を述べています。また、(一社)日本船主協会の会員の代表として、IMOの委員会である海洋環境保護委員会 (MEPC) に参加しています。

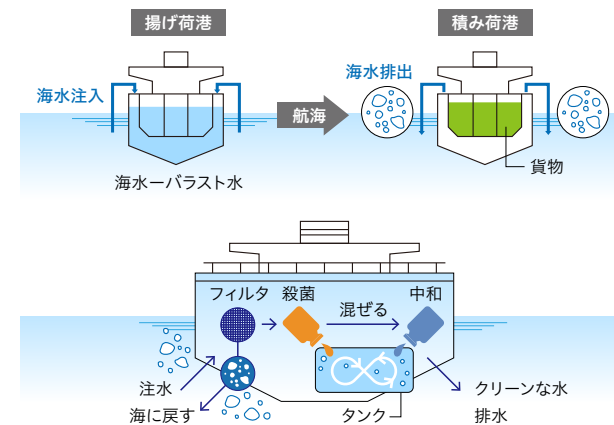
生物の越境防止

●バラスト水による生物の越境防止

国際海運業界では、生物多様性保全への対応の枠組みづくりはGHG削減対応と同様にIMOが主導しており、最も注力が高められてきた取り組みはバラスト水の船体への取り込みと排出に伴う水生生物の越境移動の防止です。当社グループは、2004年2月の「バラスト水及び沈殿物の管制及び管理のための国際条約」採択後、条約発効に先駆ける形でバラスト水の課題への取り組みを進めてきました。

2017年9月には外航海運業に従事する全世界の船舶を対象に、海洋環境に影響を及ぼす水生生物の越境移動を防止すべく、バラスト水管理条約が正式に発効されました。この条約では、バラスト水に混入している水生生物の殺菌を行う装置である「バラスト水処理装置」※の搭載が、原則としてすべての船舶に義務付けられています。当社グループでは、計画的にバラスト水処理装置の搭載を進めており、2024年には全船への搭載が完了する予定です。

■バラスト水イメージ図



現在、バラスト水管理条約の改正が議論されているところですが、当社は(一財)日本船舶技術研究協会のメンバーとして、当社の運航船におけるバラスト排水のデータ収集などに協力しています。

※バラスト水処理装置：船舶が航行時のバランスを取るために船内に貯留するバラスト水(海水)に対して、混入している海洋生物の殺菌を行う装置のこと。貨物を揚げた時に海水をバラスト水として注入し、貨物を積むときに排出します。バラスト水を殺菌処理することで、生態系のかく乱を防ぎます

●船底付着による生物の越境防止

国際海運業界では、船体に付着した生物の越境移動による生態系への影響を防止するため、2011年に開催されたIMOの第62回海洋環境保護委員会 (MEPC 62) において、船体付着生物管理ガイドラインを初めて承認しました。その後も実用性および有効性向上のため、レビューが行われてきましたが、当社は(一財)日本船舶技術研究協会のワーキンググループのメンバーとして意見を述べ、(一社)日本船主協会の会員の代表として、MEPCに参加してきました。2023年7月開催のMEPC 80では、船体防汚システム (AFS, Anti-Fouling System) の適用に応じた船体の部分ごとの水中検査の点検頻度および同点検結果に基づく水中洗浄※の実施などを盛り込んだ船体付着生物管理ガイドラインが改正されました。

MEPC 80において、船体水中洗浄のためのガイダンスを作成することが合意されており、検討が進められているところですが、当社としても(一財)日本船舶技術研究協会のワーキンググループのメンバーとして意見を述べています。

※港湾での停泊中に船体の水中部分に付着した生物を洗浄・除去することで、それら生物の越境移動を防止します

環境

海洋環境・生物多様性保全

ガバナンス

方針
体制

戦略とリスク管理

日本郵船グループと生物多様性の関係性
リスク管理

取り組み

- 船舶からの排水および廃棄物への対応
生物の越境防止
- 水中騒音による悪影響やクジラ類との衝突の防止
- 森林整備・保全活動
- 外部組織との協働

海洋環境・生物多様性保全

水中騒音による悪影響やクジラ類との衝突の防止

2014年に開催されたMEPC 66において、IMOは、水中騒音を低減し海洋生物への悪影響に対処するため、「2014年 商用船舶からの水中騒音を低減し海洋生物への悪影響に対処するためのガイドライン」を初めて承認しました。その後も実用性および有効性向上のため、レビューが行われてきましたが、当社は(一財)日本船舶技術研究協会のワーキンググループのメンバーとして意見を述べ、水中騒音のデータ収集にも協力してきました。2023年7月開催のMEPC 80では、水中騒音管理計画の作成を推奨することなどが盛り込まれた改正ガイドラインが採択されました。

また、アメリカ合衆国沿岸やカナダ沿岸をはじめとする海域では、クジラ類との衝突を避けるために船を減速させることが求められていますが、当社グループでは、毎年変化する規制の期間や海域などの情報を収集し、運航船に伝えるなどの対策を行っています。

森林整備・保全活動

当社は、2022年4月に静岡県御殿場市と締結した「森林整備による地方創生に関する連携協定」に基づき、森林に生物多様性を取り戻す整備・保全活動を開始し、2024年5月に「ゆうのもり」を開所しました。当社グループは「豊かな森林は豊かな海を育む」の考えのもと、森林の機能回復に貢献するため、混合樹林化などによる生物多様性が豊かな森づくりを目指します。

詳細は以下をご覧ください

P.104 社会課題解決への挑戦

外部組織との協働

●「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」への賛同

当社は「経団連生物多様性宣言」の趣旨に賛同し、2009年12月には「経団連生物多様性宣言」推進パートナーズに、2010年10月からは「生物多様性民間参画パートナーシップ」にも参加しています。今後も当社は生物多様性宣言および行動指針に則った事業活動を行ってまいります。

Link 詳細は以下をご覧ください

▶ 経団連生物多様性宣言・行動指針
https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/082_honbun.html#structure

●国連グローバル・コンパクト「Sustainable Ocean Principles(持続可能な海洋原則)」に賛同

当社は、国連グローバル・コンパクトによる「Sustainable Ocean Principles(持続可能な海洋原則)」に日本企業として初めて賛同し、持続可能な海洋への取り組みを進めていくことを表明しました。同原則は、気温の上昇、酸性化、天然資源の枯渇、陸と海からの汚染などによって急速に悪化している海洋を保護・回復させることが急務との認識のもと、2019年9月に国連グローバル・コンパクトにより公表された事業領域や地域を越えた責任ある企業団体のフレームワークです。同原則には全世界で150社が署名し、署名企業の時価総額は合計で1兆ユーロにのぼります。